

その他の繊維工業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発生時	死亡災害事例	起因物(小)	事故の型	労働者規模
1999	4	14～15	梱包機で製品をポリエステル製の袋に50kgずつ袋詰めする作業をしていて、梱包プレス部分の「上型」が上昇する時に「上型」と上部フレームとの間に頭部をはさまれた。	169	7	10～29
1999	7	22～23	第一種圧力容器の付属装置に異常が生じたため、バルブの開放、減圧を確認したのち容器の前扉を開けたところ、容器内に残留していた熱湯がこぼれ、逃げようとして転倒したところに、熱傷を浴びた。	312	11	300～499
2000	2	19～20	フェルト製造ラインの運転が停止したので機械の真下にあるピット内で調査中に、ドラムとコンベアとの隙間に片腕を挟まれた。	169	7	30～49
2000	3	14～15	植毛機(ビニール製のシートに短纖維を接着する機械)のシャフトに付着した短纖維を手持ち式の送風機で除去していたときに、シャフトに衣服を巻き込まれて頸部が圧迫された。	169	7	1～9
2000	3	11～12	縦糸を整経機のビーム部に巻き換える作業中にドラム部に破断している糸を発見したので、糸を掴んで巻き取りビームに巻き込ませていたときに、ビームの回転軸と巻き取っている縦糸の間に衣服の一部を巻き込まれ、縦糸で胸部を締め付けられた。	169	7	10～29
2001	6	17～18	不織布加工用の第二種圧力容器の試運転(0.5～0.8MPaに加圧中)中、容器ののぞき窓(直径20cm・厚さ2.5cm)が破裂し、顔を直撃した。	312	15	300～499

2003	10	10～11	高さ3.4mの投入台上でホッパーに材料を投入しているときに、転落防止用の囲いがなかったため誤って墜落してギアに巻き込まれた。	418	1	1～9	
2004	10	15～16	軽自動車で、走行中、交差点のガードレールに衝突した。	231	17	～99	50
2005	8	4～5	不織布綿の製造工程で、乾燥機出口付近より出火後、不織布綿を載せたコンベヤーに沿って火が広がり、不織布綿を巻き取るワインだ一部分に延焼した際に被災者の着衣に引火した。	342	11	～29	10
2006	9	23～24	フェルト製品の製造作業中において、綿を送り出すための装置の下部カバー内で綿が詰まつたため、被災者が詰まつた綿をカバーアンダーパートから取り出していた所、綿が一度に大量に落ち、カバーから引き抜いた際にカバーアンダーパートにある脱水機のシート部で回転していた綿に引き込まれ、脱水機の壁面で強打した。	161	7	1～9	
2006	11	10～11	工場内原反置場に設置しているエレベータ（搬器の床面積が1.8平方M、天井の高さ2M）で、椅子等を事業場の1階から2階へ搬送作業中、搬器に出入り口の戸が設置されておらず、椅子が搬器と建屋の間に挟まれ、搬器が途中で停止した。被災者が1階の出入口から搬器の下に入り、停止した原因を調べていたところ、搬器が落下し、搬器とピットの間に挟まれた（ホイストのつりチェーンが巻き下がった状態になっていた）。	214	4	10～29	
2007	9	16～17	台風接近に伴い、古い工場のため雨漏りがするため、機械が雨に濡れたり、風によりチリ、ホコリが付かないように、防水性の梱包袋（シート代わり）を地上から約1.2mの架台上に設置された操作盤にかぶせる作業中、踏み台の上から墜落した。被災者はこの墜落により、床上にあった金属製のキャリヤー固定台にぶつかり、死亡した。	371	1	～29	10
2007	3	10～11	織機の調整のために側面の安全カバーを取り外し、機械の調整をした際に回転シャフトに取り付けられているフィラー（2枚羽根）に巻き込まれた。	169	7	1～9	

2009	12	11～12	製綿工場内にある集じん機（高さ3.27m）の上面箇所を清掃するため、アルミ製の脚立をはしご状にし、集じん機に立て掛け昇る途中、はしごより転落した。	371	1	1～9
2011	1	11～12	被災者が整経機を使用してポリエチレン製の糸をビームと呼ばれるシャフトに巻き取る整経作業を行っていたとき、露出している整経機の回転軸に被災者が巻き込まれたもの。	169	7	10～29
2012	8	11～12	倉庫において、被災者は同業者からの注文品を探すため、フォークリフトの昇降機能を利用して高さ3.8mの移動式のスチール棚の最上部に至り、同所の在庫品から注文品を見つけようとしたものの見つけられず、再びフォークリフトで地上に引き返そうと同僚に声を掛けて合図した。合図を受けた同僚がフォークリフトの進入路を確保するためスチール棚を移動させたところ、棚と棚との間に生じた開口部から被災者が転落した。	391	1	50～99
2012	3	9～10	被災者はタフト機（カーペット製造装置）の運転及び検査業務を行っていたが、タフト機のピンロール（送給ロール）に右腕を巻き込まれてピンロールの上側に引き込まれ、脳挫傷により死亡した。	163	7	50～99
2013	11	15～16	工場内で、被災者は、原料のナイロンパイルから一定のナイロンパイルをふるい分けをする選別機を使用して選別作業を行っていたところ、選別機の回転軸に着用していたヤッケが巻き込まれ、宙吊りになった状態で同僚に発見された。目撃者はいないが、選別機の回転軸に近接したダクトを抜く作業を行っていたと推測される。	121	7	30～49
2014	9	17～18	織物の経糸（たていと）を整えて巻き取るための整経機を稼働させていた際、ビーム（整経した糸を巻き取る芯）シャフトに巻き込まれ、頭部を打撲し、死亡した。	169	7	10～29
2016	3	9～10	工場2階の物品揚降口（150cm×183cm）の床蓋を開口させるにあたり、テルハ型クレーンを使用して床蓋を吊り上げたところ、蓋が手すりに引っかかったため、直そうとして物品揚降口の開口部から3.9m下方の1階床面に墜落した。	414	1	10～29

	8	工場内において、梱包機を作動させ纖維屑をほぐして作成した綿材料の梱 包作業を行っていた際、頭部を梱包機のプレス部に挟まれ、頭蓋骨を骨折 し、死亡したもの。	169	7	1～ 9
2018	1～ 9	被災者は、シートの完成品を自動で切断する機械に切れ残りが生じたた め、不具合を解消しようと機械の内部に入り込んだところ、シートとともに に、上半身を機械に巻き込まれ死亡したもの。	163	7	50 ～ 99
2020	12～ 12				

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。